

第3章 幼児期(1歳から小学校就学前)に入ったら

(担当:保健センター Tel82-3761)

子どもの健診

① 1歳6か月健診

1歳6か月頃のお子さんを対象に、健康・栄養相談、医師・歯科医師の診察等をおこないます。

② 2歳児健康相談

2歳のお子さんを対象に、健康・栄養相談をおこないます。

③ 3歳児健康診査

3歳のお子さんを対象に、健康・栄養相談、医師・歯科医師の診察等をおこないます。

④ 乳幼児歯科検診・フッ素塗布

1歳～3歳のお子さんを対象に、歯科医師による歯科検診、歯科衛生士によるフッ素塗布、保健指導をおこないます。

(担当:役場 町民課 子ども係 Tel73-1036)

児童手当等

① 児童手当:3ページ参照

児童手当は、中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。

② 児童扶養手当:26ページ参照

ひとり親となった家庭の生活の安定、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給されます。



医療費の助成制度

- ①乳幼児等医療費助成 :4ページ参照
- ②重度心身障害者医療費助成 :25ページ参照
- ③ひとり親家庭等医療費助成 :26ページ参照

(連絡先:保健センター TEL82-3761)

親子教室「コアラの会」

お母さんと子ども、子ども同士のふれあいや遊びを通して、子どもの言葉の発達や運動発達、精神発達を促すよう支援をおこなう会です。

1歳6か月、3歳児健診等でコアラの会への参加が必要と認められたお子さんとご家族へ、保健センターから詳細をご案内します。

(担当:役場 町民課 社会福祉係 TEL73-1038)

早期療育通園センター

運動面や感覚面等の発達が遅れていると思われるお子さんが、稚内市にある「早期療育通園センター」へ通園して訓練することにより、集団生活に参加しやすくなったり、ご家族が育児などのアドバイスを受けることができます。

(担当:役場 町民課 子ども係 TEL73-1036)

ファミリー・サポート・センター

6ページ参照

地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。

「おねがい会員」は0歳～小学校6年生までの児童を養育している方が対象です。

